

砂利を採取したい

砂利採取に関する県知事等への登録、認可等の手続き

砂利採取業をはじめするには、知事の登録を受けることが必要です。また、砂利を採取しようとするときには、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

対象者

砂利を採取しようと考えている方

内 容

■ 登録

砂利採取業を行おうとする者は、砂利採取法の規定に基づき、砂利採取業者の登録を受けなければなりません。この制度は、災害の防止を図るために砂利採取業を行おうとする者の資質面を審査するものです。

登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には「砂利採取業務主任者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

■ 認可

実際の砂利の採取を行うには、この登録を受けた後、「砂利採取計画の認可」を受ける必要があります。

事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は福岡県の認可が必要です。

■ 砂利採取業務主任者試験

各都道府県が実施する砂利採取業務主任者試験に合格すると「砂利採取業務主任者」の資格が取得できます。試験は、毎年11月上旬に実施しています。

お問い合わせ先

登録、試験について

・福岡県商工部工業保安課採石係 TEL：092-643-3438

認可（海砂利）について

・福岡県県土整備部港湾課管理係 TEL：092-643-3674
・北九州市港湾空港局港営部港営課（港湾区域のみ） TEL：093-321-5932
・福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課（港湾区域のみ） TEL：092-282-7118

認可（海砂利以外）について

・福岡県県土整備部河川管理課管理係 TEL：092-643-3666
・北九州市建設局河川部水環境課 TEL：093-582-2491
・福岡市道路下水道局建設部河川課 TEL：092-711-4497

認可（漁港区域）について

・福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係 TEL：092-643-3565
・北九州市産業経済局農林水産部水産課 TEL：093-582-2086
・福岡市農林水産局水産部漁港課 TEL：092-711-4372

岩石を採取したい

採石に関する県知事等への登録、認可等の手続き

採石業をはじめするには、知事の登録を受ける必要があります。また、岩石を採取しようとするときは、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

対象者

岩石を採取しようと考えている方

内 容

■ 登録

採石業を行おうとする者は、採石法の規定に基づき、採石業者の登録を受けなければなりません。この制度は、災害の防止を図るために採石業を行おうとする者の資質面を審査するものです。登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には「採石業務管理者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

■ 認可

実際の岩石の採取を行うには、この登録を受けた後、「岩石採取計画の認可」を受ける必要があります。

事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は福岡県の認可が必要です。

■ 採石業務管理者試験

各都道府県が実施する採石業務管理者試験に合格すると「採石業務管理者」の資格が取得できます。試験は、毎年10月上旬に実施しています。

お問い合わせ先

- ・福岡県商工部工業保安課 採石係
TEL：092-643-3438
- ・北九州市産業経済局農林水産部農林課
TEL：093-582-2078
- ・福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課
TEL：092-711-4846

高圧ガスを取り扱いたい

高圧ガスに関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の高圧ガスを取り扱うことは、高圧ガス保安法により規制されています。
高圧ガスの取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可等が必要です。

対象者・内容

(1) 高圧ガスの製造をする者

- ①高圧ガスの「製造」とは、圧縮、液化、その他の方法により高圧ガスの状態にすることをいいます。
- ②規制、手続き
 - 製造する高圧ガスの種類と量により規制が異なります。
 - 高圧ガスの製造をしようとするものは事業所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又は事業開始（又は製造開始）の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(2) 高圧ガスを貯蔵するとき

- ①高圧ガスの「貯蔵」とは、通常「容器」または「貯槽」により貯蔵することをいいます。
- ②規制、手続き
 - 貯蔵する高圧ガスの種類と量により異なります。
 - 高圧ガスの貯蔵をしようとするものは貯蔵所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又はあらかじめ届け出なければなりません。

(3) 高圧ガスの販売の事業を営もうとする者

販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(4) 高圧ガスの消費

- ①「消費」とは、高圧ガスを減圧、燃焼、反応、溶解等により「一定の目的のために使用する」ことをいいます。
- ②規制、手続き
 - 高圧ガスの種類と量により異なります。
 - 特定高圧ガス（特に保安の確保を要するものとして定められたガス）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに、知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(5) その他

- ①高圧ガスの輸入、移動、廃棄等や容器の製造及び容器の取り扱い等についての規制があります。
- ②高圧ガスを取り扱う場合、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の資格を有する者を選任しなければならない施設、事業等があります。
- ③前述（1）から（4）や上記①②の手続き等においては、定められた書類が必要です。
- ④高圧ガスの取り扱い（コンビナート事業所等を除く）が北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 産業保安係
福岡中小企業振興事務所
久留米中小企業振興事務所
北九州中小企業振興事務所
飯塚中小企業振興事務所
北九州市消防局予防部規制課
福岡市消防局予防部指導課

TEL：092-643-3439
TEL：092-622-1040
TEL：0942-33-7228
TEL：093-512-1540
TEL：0948-22-3561
TEL：093-582-3851
TEL：092-725-6615

電気工事業を営みたい

電気工事業に関する県知事への登録、届出等の手続きや基準遵守義務

電気工事業は電気工事業の業務の適正化に関する法律により規制され、電気工事業を営もうとする者は登録、届け出等を行わなければなりません。

対象者

「電気工事業」とは電気工事を行う事業をいい、「電気工事」とは一般用電気工作物等、自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。

「電気工事業」を営もうとする者は、次の手続きが必要です。

内 容

(1) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）以外の者

- ①一般用電気工作物等、自家用電気工作物の電気工事業
 - 福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、福岡県知事の登録を受けなければなりません。
 - 登録を受けた者を、「登録電気工事業者」といいます。
 - 登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年です。
- ②自家用電気工作物のみの電気工事業
 - 福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、事業を開始しようとする日の10日前までに福岡県知事へその旨を通知しなければなりません。
 - 通知をした者を、「通知電気工事業者」といいます。

(2) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）

- ①一般用電気工作物等、自家用電気工作物の電気工事業
 - 福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に届け出なければなりません。
 - 届け出た者を、「みなし登録電気工事業者」といいます。
- ②自家用電気工作物のみの電気工事業
 - 福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に通知しなければなりません。
 - 通知した者を、「みなし通知電気工事業者」といいます。

電気工事業者としての要件

(1) 業務を行う営業所ごとに、

- ①第一種電気工事士、第二種電気工事士（定められた実務経験が必要）の資格を有する者を主任電気工事士として置かなければなりません。
- ②検査器具、帳簿の備付け等

(2) 標識の掲示、電気用品の使用制限、その他等

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 産業保安係
TEL：092-643-3439

火薬類を取り扱いたい

火薬類に関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

火薬類の製造、貯蔵、販売、消費等の火薬類を取り扱うことは、火薬類取締法により規制されています。火薬類の取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可が必要です。

対象者・内容

(1) 火薬類の製造をする者

- ①火薬類の「製造」とは、物理的、化学的な物質の変化を通じて火薬類をつくりだすことですが、火薬類でない物質から火薬類をつくりだすことはもちろん、すでに火薬類である物質から他の火薬類をつくりだすこともいいます。
- ②規制、手続き
 - 火薬類の製造は経済産業大臣の許可を受けなければなりません。
 - ただし、特定の火工品（たとえば、煙火等）を製造する場合は、知事又は指定都市の長の許可を受けなければなりません。

(2) 火薬類を貯蔵する者

火薬類の貯蔵は、許可を受けた火薬庫等で貯蔵しなければなりません。

(3) 火薬類の販売の業を営もうとする者

火薬類の販売は、許可を受けなければなりません。

(4) 火薬類の所有権を移転する場合

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、許可を受けなければなりません。

(5) 火薬類の消費をする場合

- ①火薬類の消費とは、火薬類を廃棄以外の目的で爆発または燃焼させることです。
- ②規制、手続き
 - 火薬類の消費は、許可を受けなければなりません。

(6) その他

- ①火薬類の輸入、廃棄等を行うときも許可を受けなければなりません。
- ②火薬類を運搬する場合は、公安委員会に届け出なければなりません。
- ③火薬類を取り扱う場合は、保安責任者免状等の資格を有する者を選任しなければなりません。
- ④火薬類の取り扱いが北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 産業保安係
福岡中小企業振興事務所
久留米中小企業振興事務所
北九州中小企業振興事務所
飯塚中小企業振興事務所
北九州市消防局予防部規制課
福岡市消防局予防部指導課

TEL：092-643-3439
TEL：092-622-1040
TEL：0942-33-7228
TEL：093-512-1540
TEL：0948-22-3561
TEL：093-582-3851
TEL：092-725-6615

計量関係事業や計量器を使用して取引・証明を行いたい

届出・登録義務、検定・検査義務

計量に関する事業をはじめするには、県に届出、登録が必要です。また、計量器を使用して取引・証明を行う際には、一定期間毎に特定計量器※の検定や検査の義務が課せられます。

対象者・内容

(1) 届出が必要な事業

- ・ 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ県を経由して国（経済産業大臣）に届出
- ・ 特定計量器の修理の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出
- ・ 特定計量器のうち非自動はかりの販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出（遵守義務）

(2) 登録が必要な事業（計量証明事業）

- ・ 一般計量証明事業
運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行う、その貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。
- ・ 環境計量証明事業
濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量のうち政令で定めるものの計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。
また、登録後、事業の実施方法を記載した事業規程を作成し、遅滞なく県に届出が必要です。

(3) 特定計量器の検定・検査義務

特定計量器を使用して取引や証明を行う者

商店、事業所、病院、薬局、および郵便局などで使用されるはかりや、タクシー、ガソリンスタンド、電気・ガス・水道事業者等の計量器で計量した値で取引や証明を行う場合、使用される計量器は原則として検定に合格したことを示す検定証印等が付された特定計量器でなければなりません。

取引や証明に使用される特定計量器のうち非自動はかり等は、県又は特定市（県等が指定する指定定期検査機関を含む）が実施する定期検査を受検する義務が課せられています。

非自動はかりの使用場所が特定市（北九州市・福岡市・久留米市）の方のお問合せは各特定市へ。

なお、検定の有効期限のある特定計量器で有効期限を過ぎたものは、県等が実施する更新検定を受検する必要があります。

※特定計量器：計量法では、取引若しくは証明に使用され、一般消費者の生活の用に供される計量器のうち適正な計量の実施を確保するため、その構造又は器差に係る基準を定めた18種を「特定計量器」として定めています。

お問い合わせ先

福岡県計量検定所

TEL:092-939-1543 Fax:092-939-1542

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tetsuduki-main.html>

